

ポータルサイト「おかえり丹波」インターネット広告運用管理業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、ポータルサイト「おかえり丹波」インターネット広告運用管理業務に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

丹ふ政第35号 ポータルサイト「おかえり丹波」インターネット広告運用管理業務

(2) 業務内容

別紙 業務要求水準書 のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(要求水準書 4 委託業務内容 の全ての内容を契約期間内に完了する)

2. 予算

委託料の見積限度額は、1,397,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公募期間（市HP掲載）	令和4年7月4日～令和4年7月29日 午後4時まで
・ 質疑受付期間	令和4年7月4日～令和4年7月12日 午後4時まで
・ 質疑回答期日	令和4年7月15日 午後4時まで
・ 参加意向申出書提出期間	令和4年7月4日～令和4年7月29日 午後4時まで
参加資格審査結果通知	令和4年8月5日まで (様式9) 参加資格確認結果通知書及び (様式10) プロポーザル関係書類提出要請書発送
企画提案届出書提出期限	令和4年8月19日 午後4時まで
プレゼンテーション	令和4年8月29日 (詳細は別途通知)
プロポーザル審査結果通知	9月上旬

5. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる資格要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税においては市内業者及び準市内業者のみとする。
- (3) 本プロポーザルへの参加意向申出書（様式1）の提出日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成18年11月1日告示第778号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
 - ①本業務に係る評価委員会の委員
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例（平成24年丹波市条例第53号）第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。法人格を有しないときは、その組織の規約や内部統制等が分かる資料を添付すること。

6. 説明会の開催

説明会は実施しない。

7. 質疑・応答

本件に関する質問は、質問書（様式5）を電子メールで提出すること。電話等での質問には応じない。

- (1) 提出期限 令和4年7月12日（火）午後4時まで（必着）
- (2) 提出先 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課 政策係
メールアドレス：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp
- (3) 送達確認 送信後は必ず電話にて到達の確認を行うこと。
電話番号：0795-82-0916（課直通）
- (4) 回答方法 令和4年7月15日（金）午後4時までに、丹波市ホームページに回答を掲載する。

8. 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、下記に示す書類を期日までに提出すること。

(1) 提出期限 令和4年7月29日（金）午後4時まで

(2) 提出書類 以下の書類を各1部提出すること。

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 実績調書（様式3）

業務実績に関連する参考書類（自社が優れていると思われるインターネット広告の画面コピー等）を添付すること。

エ 業務実施体制調書（様式4《別紙記載可》）

※市の入札参加資格に登録していない事業所については、入札参加資格審査に必要な書類を以下のURLを参考に提出すること。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/jigyoukanri/sinseisyotetud>

[ukiannair3-4nyuusatusankasikakusimeinegaibuppin.html](https://www.city.tamba.lg.jp/site/jigyoukanri/sinseisyotetud/ukiannair3-4nyuusatusankasikakusimeinegaibuppin.html)）[物品・役務]

(3) 提出方法 持参、若しくは郵送（締切日必着）。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内とする（提出期限日は午後4時まで）。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出先 丹波市ふるさと創造部総合政策課 政策係

〒669 - 3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

9. 書類審査・結果通知

参加意向申出書の提出者が6者以上あった場合は、提出された書類等について、担当課が書類審査を行う。

評価基準に基づき、評価の合計点が高いものから5者程度選定する。

すべての参加意向申出書の提出者に対し、令和4年8月5日までに参加資格確認結果通知書（様式9）を送付し、結果を通知する。資格を有する者には、併せて企画提案書の提出を依頼する。資格を有さない者に対しては、選定されなかった理由を付して通知を行う。

10. 企画提案書の作成・提出方法

企画提案書の提出の依頼を受けた参加者は、期限までに企画提案書を作成し提出を行う。

(1) 提出期限 令和4年8月19日（金）午後4時まで

(2) 提出書類 以下の書類を各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

※提出部数のうち、7部は社名を伏せてください。

ア 企画提案届出書（様式6）

- イ 企画提案書（様式7《任意様式可》）
 - ・両面10ページ以内（表紙・目次除く）
 - ・文字サイズ10ポイント以上
- ウ 業務工程表（任意様式）
- エ 見積書（様式8《任意様式可》）
- オ 見積内訳書（様式8-2《任意様式可》）
本委託業務に係るすべての経費を含んだ見積額を記載してください。見積額は消費税及び地方消費税を除いた金額を示してください。

(3) 提出方法 持参、若しくは郵送（締切日必着）。持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内とする（提出期限日は午後4時まで）。

※郵便事故等についての異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出先 丹波市ふるさと創造部総合政策課 政策係
〒669 - 3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

11. プレゼンテーション審査の実施

選考に当たり、プレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 開催日 令和4年8月29日（月）
- (2) 会場 丹波市役所 本庁2階 中会議室
- (3) 開始時間 後日連絡
- (4) 出席者 担当技術者を含め、3名以内とする。
- (5) 留意事項
 - ①評価委員において、提出書類及びプレゼンテーションについて審査する。
 - ②時間は1者あたり30分以内とし、説明者は、プレゼンテーションを15分程度行い、評価委員によるヒアリングを15分程度実施する。
 - ③プレゼンテーションでは、提出書類の中で特に提案したい点や独自性、口頭で補足したい点、提案の背景などを求めるものとする。
 - ④説明者の中には、必ず担当技術者を含めること。
 - ⑤審査当日は、プロジェクター及びスクリーン、接続ケーブル（VGA端子・HDMIケーブル）のみ発注者が準備する。パソコンその他説明に機器等が必要な場合は、参加者が用意すること。審査当日までに接続確認等を希望する場合は、事前に発注者に申し出ること。
 - ⑥機器の設置は、プレゼンテーション開始時間までに行うものとし、開始時間を過ぎた場合は説明時間に含める。
 - ⑦プレゼンテーションは非公開とする。
 - ⑧提案説明及び質疑応答については、音声の録音を行う。
 - ⑨天災等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションを延期

する場合がある。

⑩WEB会議システムを使用したプレゼンテーションは原則認めない。

⑪指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

⑫提案した内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価対象としない。

12. 評価基準

別紙 ポータルサイト「おかえり丹波」インターネット広告運用管理業務 公募型プロポーザル評価基準 のとおり

13. プレゼンテーション審査・結果通知

評価委員が評価基準に基づき採点し選定する。評価委員の合計点数の6割を下限とし、6割を下回る場合は、受託候補者とししない。

採点した各評価委員の順位を合計し、合計値が最も低い事業者を受託候補者とし、2番目に低い提案事業者を次点受託候補者とする。

各評価委員の順位合計値が最も低い提案事業者が2者以上ある場合は、総得点の高い提案事業者を受託候補者とする。

それでも順位が同じである場合は、評価委員会にて協議のうえ決定する。

令和4年9月上旬に、結果通知書(様式11)によりすべての提案者に対して書面で結果を通知する。

審査結果は丹波市ホームページにて公表する。

14. 契約の締結

前記13により本委託業務の受託候補者として特定された事業者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は丹波市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の参加者を受託候補者として契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び金額については、審査後、特定された事業者と発注者の間で提案内容等を確認する機会を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定するものとする。

※提案された提案内容及び見積金額でそのまま契約を行うものではない。

(2) 契約内容となる仕様については、前記の内容を特定業者の提案内容や協議内容を盛り込み作成する。

(3) 提案資料及び提案内容については、提案のあった見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

15. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本プロポーザルにおいて、提出すべき書類について、提出方法及び提出期限を守ら

なかったとき。

- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- (6) 限度額を超えた見積額の提案があったとき。
- (7) その他、評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めるとき。

16. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションの参加に関する費用は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は、1参加者につき1案とする。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における書類の提出は認めない。また、一度提出された書類の差し替えや修正、再提出は認めない。
- (6) 本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式12）により、その旨を届け出るものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 企画提案書などは、受託候補者の特定に係る作業等に必要な範囲において、複製を作製することができる。
- (10) 審査経緯は公表しない。
- (11) 特定結果に係る異議申し立ては一切受け付けない。
- (12) 提案にあたっては、業務水準書等の内容を十分に確認すること。

17. 提出及び問い合わせ先

住 所 〒669 - 3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市ふるさと創造部総合政策課 政策係

担 当 福垣・足立

電話番号 0795 (82) 0916 (内線：252)

F A X 0795 (82) 5448

e-mail sougouseisaku@city.tamba.lg.jp